

通達新旧対照条文

○貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について
 (平成15年3月18日 国総貨複第194号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1 2 (略)</p> <p>3. 第二種貨物利用運送事業</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 集配事業計画の変更認可等</p> <p>ア)イ) (略)</p> <p>ウ) 貨物の集配を自動車を使用して行う場合</p> <p>(a) 集配車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) <p>(削る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) <p>(b) (略)</p> <p>別紙</p> <p>登録確認項目</p> <p>A 第一種貨物利用運送事業</p>	<p>1 2 (略)</p> <p>3. 第二種貨物利用運送事業</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 集配事業計画の変更認可等</p> <p>ア)イ) (略)</p> <p>ウ) 貨物の集配を自動車を使用して行う場合</p> <p>(a) 集配車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) <p>・ 減車により集配業務を十分に遂行し得るに足る車両数未満の車両数となる場合には、速やかに所要の車両数の配置等の是正を行うことを内容とする指導を行うこと。</p> <p>(b) (略)</p> <p>別紙</p> <p>登録確認項目</p> <p>A 第一種貨物利用運送事業</p>

1 事業遂行に必要な施設

- ①、② (略)

(削る)

- ③ (略)

④ ③の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

⑤ ③の保管施設の規模、構造及び設備が適切なものであること。

2、3 (略)

B 第二種貨物利用運送事業

1 事業計画の適切性

(1) 事業の円滑な遂行
(略)

(2) 事業遂行に必要な施設
①、② (略)

(削る)

- ③～⑤ (略)

2 事業の遂行能力

(1) 財産的基礎

1 事業遂行に必要な施設

- ①、② (略)

③ ①の営業所等の規模が適切なものであること

- ④ (略)

⑤ ④の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

⑥ ④の保管施設の規模、構造及び設備が適切なものであること。

2、3 (略)

B 第二種貨物利用運送事業

1 事業計画の適切性

(1) 事業の円滑な遂行
(略)

(2) 事業遂行に必要な施設
①、② (略)

③ ①の営業所等の規模が適切なものであること

- ④～⑥ (略)

2 事業の遂行能力

(1) 財産的基礎

純資産300万円以上を所有していること。

(削る)

(2) (3) (略)

3 集配事業計画の適切性(集配を他の者に委託する場合)

(1) 集配営業所

①、② (略)

(削る)

4 集配事業計画の適切性(貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に使用する車両と当該貨物利用運送事業の集配に使用する車両とを併用する場合(以下「併用の場合」という。))

(1) (略)

(2) 事業用自動車

① (略)

(削る)

② (略)

① 純資産300万円以上を所有していること。

② 過去数年程度法人の経常収支が健全であること。(新たに法人を設立する場合にあっては、健全な経営が行われるものと認められること。)

(2) (3) (略)

3 集配事業計画の適切性(集配を他の者に委託する場合)

(1) 集配営業所

①、② (略)

③ 規模が適切なものであること。

4 集配事業計画の適切性(貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に使用する車両と当該貨物利用運送事業の集配に使用する車両とを併用する場合(以下「併用の場合」という。))

(1) (略)

(2) 事業用自動車

① (略)

② 鉄道、航空又は海上貨物の集配業務が十分遂行し得る車両数を保有していること。

③ (略)

<p>(3) (略)</p> <p>5 集配事業計画の適切性(貨物自動車運送事業法第37条第3項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者(以下「特定二種」という。))の場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業用自動車</p> <p>① (略)</p> <p>(削る)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (5) (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>5 集配事業計画の適切性(貨物自動車運送事業法第37条第3項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者(以下「特定二種」という。))の場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業用自動車</p> <p>① (略)</p> <p>② 鉄道、航空又は海上貨物の集配業務が十分遂行し得る車両数を保有していること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (5) (略)</p>
---	--